

東白川村立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

東白川村教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 3
2. 目標 . . . . . 4
3. 計画の期間 . . . . . 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 7

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

- 近年、教育職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには学校における働き方改革が急務となっている。本村においても、教育職員の業務が長時間に及ぶ実態は課題となっている。そのため、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定め、目標の設定とその見届けを進めることにより、現在の教育をさらに子どもに寄り添うより良い教育へと発展させることができると考える。

### (2) 本村の現状

- 本村では、以前から岐阜県の働き方改革の方針に沿って、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。その流れを受けて、令和7年6月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針と、「東白川村立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という）を定めた。
- 本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30.6時間	14%	0%
中学校	月22.8時間	2%	0%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合は小学校14%、中学校2%となっている。これまでの業務の見直しや職員の意識改革により、時間外在校等時間は少なくなってきた。ただし、個々には時間の多くなる職員もあり、継続した取り組みやその見届けが必要である。今後も、時間的余裕を創出し、教育の質の向上に努めたい。
- 計画の趣旨と本村の現状を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする

### (2) 職員組織や学校運営に関する目標

- ・ 学校評価（職員の自己評価）において、「職員組織・運営」に関する評価を平均 3.5 点以上とする。
- ・ 勤務時間の適正化・メンタルヘルスに係る「蓄積度自己診断チェック」を活用して、疲労蓄積度の判定点数を平均 3 点以下にする。

○ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 1 1 年度（1 年ごとに振り返り、見直しを図る）

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

##### ◇ 登下校時の通学路における見守り活動等（「3 分類」①関係）

- ・ スクールバス通学等の利点を活かし、児童生徒が登下校する時間を伝える工夫をし、保護者・地域住民が通学路の見守り活動に協力ようにする。

##### ◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3 分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

#### ◇ 学校事務に対する管理・支援（「3分類」③関係）

- ・ 小・中学校の事務職員同士、教育委員会事務局との連携を密にし、協力して効率の良い事務処理、業務を進められるように管理、支援する。

#### ◇ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・ 村の青少年健全育成村民会議の代表者会を、地域学校協働活動本部会議と重ねて実施することにより、事務手続き等を教育委員会事務局が担うこととする。関係者への連絡や日程調整などは、事務局にて進める。

#### ◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 8年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

#### ◇ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

#### ◇ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成（「3分類」⑦関係）

- ・ 学校からの保護者への連絡は、すぐーるを活用することにより時間や手間をできるだけ少なくする。
- ・ ウェブサイトの作成については、役場の情報担当部局と連携して行うことで、業務の軽減を図る。

#### ◇ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 体育館の地域開放施設の管理業務については、教育委員会において事務的な手続きを行う。

### ◇ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、学校、保護者、指導者、教育委員会による協議会を実施して、活動時間や活動方法について検討を行う。

### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ◇ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

### ◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラーの生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年2回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を前年度より向上させる。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 8 0 時間を超えた教育職員に、管理職が面談等を行い必要に応じて医師等との面談を働きかける。
- ・ 1 1 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。
- ・ 8 年度中に、学校における定時退校日を月 2 回以上設定するよう推進し、夏季休業の期間中に 1 3 日間の一斉閉校期間の設定を行う。個々の生活に合わせた年休の取得を勧める。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、村内学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、学校評価や自己診断チェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合には、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、学校への個別の支援・指導を実施する。
- ・ 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。